

# ◆ 税務署からのお知らせ

お問い合わせ 佐渡税務署 ☎74-3276

## 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

平成28年分以降の所得税等の確定申告書には、マイナンバー（12桁）の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要になります。

### 【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード  
例2 通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

※マイナンバーカードを利用して、ご自宅のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要があります。

## 申告・納付期限と振替納税の利用について

確定申告による申告・納付期限および振替日は、次のとおりです。

<b>所得税および復興特別所得税</b>	
申告・納付期限	3月15日(水)
振替日	4月20日(木)
<b>消費税および地方消費税</b>	
申告・納付期限	3月31日(金)
振替日	4月25日(火)

### 振替納税

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出していただけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関または、税務署に向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続きを済ませることができ、大変便利で確実な納付方法です。ぜひご利用ください。

### 電子納税

e-Taxを利用すれば、自宅や事務所などからインターネット等を利用して納税することができ、納付期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）または、住所地等の所轄の税務署で納付してください。

### 現金納付

納付期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）または、住所地等の所轄の税務署で納付してください。

## 確定申告と納税は

### 正しくお早めに

確定申告会場は、特に所得税および復興特別所得税の確定申告期限（3月15日(水)）間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はご自分で作成し、お早めに提出してください。

申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

※平成25年分から平成49年分までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

### 青色申告を始めてみませんか？

「青色申告」は、日々の取り引きを所定の帳簿に記載し、その帳簿に基づいて正しい申告をすること、税金の面で有利な「青色申告特別控除」や「青色事業専従者給与の必要経費算入」などの特典を受けることができる制度です。

・青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。（詳細については、国税庁ホームページまたは、佐渡税務署にお問い合わせください。）

## 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税および地方消費税の申告書や、所得税および復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用してインターネットで自宅や事務所などから送信することができますので、申告書の作成には、ぜひ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

## 個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について

平成28年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告は、3月31日(金)が申告・納付の期限となっております。

### 【平成28年分において課税事業者となる個人事業者の方】

- ① 平成26年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ② 平成26年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成27